

**(仮称) 浜松市新清掃工場・新水泳場
整備運営事業**

事業者選定基準書

平成16年6月18日

浜 松 市

目 次

1	総則.....	1
2	審査の流れ.....	2
3	第一次審査.....	3
1)	資格審査.....	3
2)	第一次提案審査.....	3
3)	第一次提案審査基準.....	4
4	第二次審査の方法.....	7
1)	価格審査.....	7
2)	第二次提案基礎審査.....	7
3)	事業者ヒアリング.....	7
4)	総合審査.....	7
5)	総合審査基準.....	8

1 総則

本事業者選定基準書は、浜松市（以下「本市」という。）が（仮称）浜松市新清掃工場・新水泳場（以下「本施設」という。）整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定するための基準を示すものであり、公募型プロポーザルに参加しようとするものに配布する募集要項と一体のものである。

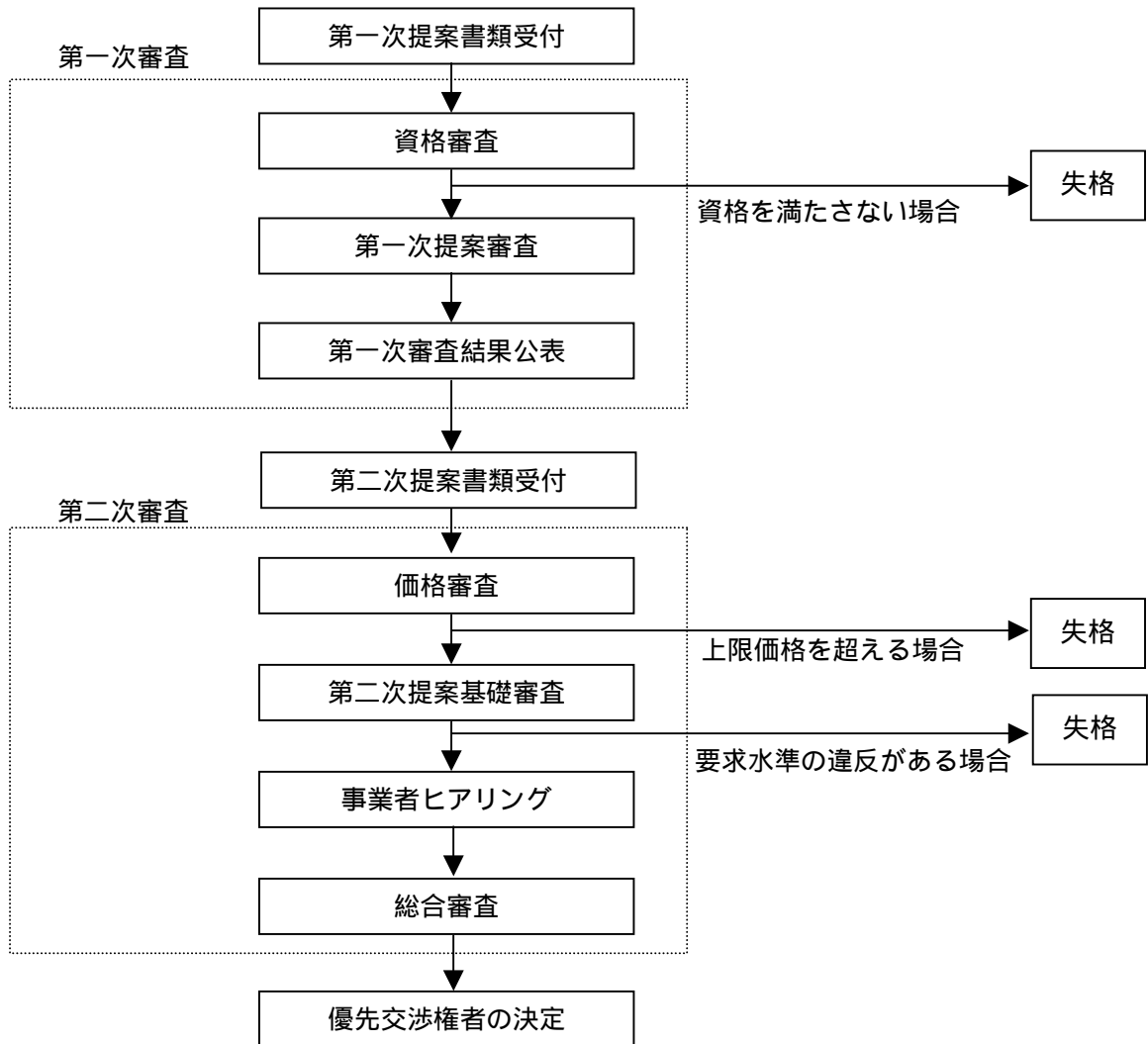
本事業を実施する事業者は、本施設を整備、運営、維持管理するために、専門的な知識やノウハウ（設計技術力、建設技術力、運営能力、維持管理能力、事業経営能力等）を有することが必要となる。

そのため、事業者の選定にあたっては、価格及びその他の条件によって優先交渉権者を選定する総合評価方式を採用する。

優先交渉権者は、学識経験者、専門家及び本市の職員により構成される「PFI専門委員会（以下「専門委員会」という。）」において、この基準に基づく審査によって選定される。

2 審査の流れ

審査は、第一次審査、第二次審査の2段階の審査とする。審査の手順については下図のとおりとする。



3 第一次審査

1) 資格審査

(1) 資格審査の実施方法

参加表明書及び第一次提案書と同時に提出される資格審査申請書類に基づき、専門委員会において資格確認を行う。

(2) 資格審査項目

プロポーザルに参加する事業者（以下「応募者」という。）は、第一次募集要項に示す参加資格要件を全て満たすことが必要である。

2) 第一次提案審査

資格審査において事業参加資格が認められた応募者に対しては、第一次提案の審査を行う。第一次提案の審査は、提出された第一次提案書の内容について、「第一次提案審査基準」に基づき、専門委員会において評価を行う。

本市は、専門委員会の第一次審査結果を受け、評価点の上位者から原則として3応募者を第一次審査通過者として選定する。第一次審査通過者のみが第二次審査に参加できる。参加表明書の提出が3応募者以下の場合は、第一次審査は資格審査のみとする。

なお、第一次審査における応募者の評価は、第二次審査には持ち越さないものとする。また、第二次審査の対象となる第二次提案書の提案内容は、第一次提案書の提案内容に基づくものとする。

3) 第一次提案審査基準

(1) 第一次提案審査の審査項目，評価の視点及び配点

第一次提案審査の審査項目，評価の視点及び配点については，表 - 1 に示すとおりとする。

表 - 1 第一次提案審査の審査項目，評価の視点及び配点

第一次提案審査項目			評価の視点	配点	
1 基本方針	1-1 本事業の事業特性及び課題の把握	事業全体の事業特性及び課題	・本事業の事業内容を適切に認識，理解し，事業の特性や課題を十分に把握しているか。	20 点	60 点
		清掃工場に係る事業特性及び課題		20 点	
		水泳場に係る事業特性及び課題		20 点	
	1-2 実施にあたっての基本方針	事業全体の基本方針	・事業実施にあたっての基本方針が，本市の事業目的や方針と適合し，その達成が期待できるものとなっているか。	20 点	60 点
		清掃工場の基本方針		20 点	
		水泳場の基本方針		20 点	
2 設計・建設の基本的な考え方	2-1 清掃工場の設計・建設の基本的な考え方	環境保全に係る基本的な考え方	・設計・建設において，提案する処理方式の建設・運転実績を踏まえ，環境保全に配慮した提案が的確になされ，その実現が期待できるものとなっているか。	50 点	240 点
		安定稼動に係る基本的な考え方	・設計・建設において，提案する処理方式の建設・運転実績を踏まえ，安定稼動に配慮した提案が的確になされ，その実現が期待できるものとなっているか。	50 点	
		資源循環・エネルギー利用に係る基本的な考え方	・設計・建設において，提案する処理方式の建設・運転実績を踏まえ，資源循環・エネルギー利用に配慮した提案が的確になされ，その実現が期待できるものとなっているか。	50 点	
		実用性・維持管理性に係る基本的な考え方	・設計・建設において，提案する処理方式の建設・運転実績を踏まえ，実用性・維持管理性に配慮した提案が的確になされ，その実現が期待できるものとなっているか。	50 点	
		経済性に係る基本的な考え方。	・設計・建設において，提案する処理方式の建設・運転実績を踏まえ，経済性に配慮した提案が的確になされ，その実現が期待できるものとなっているか。	40 点	
	2-2 水泳場の設計・建設の基本的な考え方	地域周辺環境との調和に係る基本的な考え方	・地域周辺環境の特性を十分に把握し，それに対応した提案が的確になされ，その実現が期待できるものとなっているか。	30 点	160 点
		機能性に係る基本的な考え方	・本水泳場の求められる機能について十分に理解の上，機能の向上等に関する提案が的確になされ，その実現が期待できるものとなっているか。	30 点	

第一次提案審査項目		評価の視点	配点		
	安全性に係る基本的な考え方	・設計・建設において、水泳場の安全性及び衛生の確保に配慮した提案が的確になされ、その実現が期待できるものとなっているか。	30点		
	ユニバーサルデザインに係る基本的な考え方	・設計・建設において、誰もが利用しやすい施設としてユニバーサルデザインの考え方に基づく提案が的確になされ、その実現が期待できるものとなっているか。	20点		
	経済性に係る基本的な考え方	・設計・建設において、ライフサイクルコストの低減等、経済性に配慮した提案が的確になされ、その実現が期待できるものとなっているか。	20点		
	レジャープールゾーンの整備に係る基本的な考え方	・レジャープールゾーンについて、事業目的を踏まえ、市民の利用促進の観点から魅力的な施設整備の提案がなされ、その実現が期待できるものとなっているか。	30点		
3 運営・維持管理の基本的な考え方	3-1 清掃工場の運営・維持管理の基本的な考え方	施設保全・機能維持に係る基本的な考え方	・運営・維持管理において、提案する処理方式の運転実績を踏まえ、施設保全・機能維持に配慮した提案が的確になされ、その実現が期待できるものとなっているか。	30点	180点
		作業環境に係る基本的な考え方	・運営・維持管理において、提案する処理方式の運転実績を踏まえ、作業環境に配慮した提案が的確になされ、その実現が期待できるものとなっているか。	30点	
		環境保全に係る基本的な考え方	・運営・維持管理において、提案する処理方式の運転実績を踏まえ、環境保全に配慮した提案が的確になされ、その実現が期待できるものとなっているか。	30点	
		安定稼動に係る基本的な考え方	・運営・維持管理において、提案する処理方式の運転実績を踏まえ、安定稼動に配慮した提案が的確になされ、その実現が期待できるものとなっているか。	30点	
		資源化・処分量削減に係る基本的な考え方	・運営・維持管理において、提案する処理方式の運転実績を踏まえ、資源化・処分量削減に配慮した提案が的確になされ、その実現が期待できるものとなっているか。	30点	
		経済性に係る基本的な考え方	・運営・維持管理において、提案する処理方式の運転実績を踏まえ、経済性に配慮した提案が的確になされ、その実現が期待できるものとなっているか。	30点	
	3-2 水泳場の運営・維持管理の基本的な考え方	競技施設としての運営に係る基本的な考え方	・競技施設としての運営について、業務の目的・内容を十分に理解した提案が的確になされ、その実現が期待できるものとなっているか。	30点	120点
		市民利用施設としての運営に係る基本的な考え方	・市民利用施設としての運営について、業務の目的・内容を十分に理解した提案が的確になされ、その実現が期待できるものとなっているか。	20点	
		安全性に係る基本的な考え方	・運営・維持管理において、水泳場の安全性及び衛生の確保に配慮した提案が的確になされ、その実現が期待できるものとなっているか。	20点	

第一次提案審査項目		評価の視点	配点	
	経済性に係る基本的な考え方	・運営・維持管理において、実施体制の効率化等、経済性に配慮した提案が的確になされ、その実現が期待できるものとなっているか。	20点	
	提案プログラムについての考え方	・提案プログラムについて、その実施目的、市民の利用促進の観点等から魅力的なプログラムの考え方が提案され、その実現が期待できるものとなっているか。	30点	
4 事業計画の基本的な考え方	4-1 応募者の構成と役割分担の考え方	・応募者の構成員の構成が清掃工場と水泳場から成る本事業を実施する上で、適当なものとなっているか。 ・各構成員の役割分担は、適当なものとなっているか。	30点	
	4-2 事業実施の確実性	清掃工場	30点	60点
		水泳場	30点	
	4-3 SPCの経営についての考え方	・SPCの経営についての考え方において、SPCが適切に継続されることが期待できるものとなっているか。	30点	
	4-4 事業継続の危機管理についての考え方	・事業の継続が危ぶまれる事態及びその対策についての検討が的確であるかどうか。	30点	
	4-5 本市との協調、連携についての考え方	・本市との協調、連携について具体的かつ実効性のある考え方が示されているか。	30点	
合計			1000点	

(2) 評価の方法

各応募者の第一次提案書について専門委員会において、各評価項目につき表 - 2 に示す「評価点の付与の考え方」に基づいて点数を付す。

評価は各応募者の評価点の比較によるものとし、最も評価点の高いものを1位とし、以下評価点の高い順に順位を決定する。

表 - 2 評価点の付与の考え方

	判断基準	評価点の算出方法
A	当該評価項目において特に秀でて優れている。	配点 × 100%
B	当該評価項目において秀でて優れている。	配点 × 75%
C	当該評価項目において優れている。	配点 × 50%
D	当該評価項目にわずかに優れている点を認める。	配点 × 25%
E	当該評価項目において特に優れている点が認められない。	配点 × 0%

4 第二次審査の方法

第二次審査については、価格と事業提案の審査をそれぞれ行い、その結果を総合評価し、事業者を決定する。それぞれの審査は、次のとおり実施する。

1) 価格審査

提案書に記載された価格（現在価値換算額）が予め本市が設定している本市の上限価格（現在価値換算額）以下であることを確認し、上限価格を超える場合は失格とする。

2) 第二次提案基礎審査

第二次提案基礎審査では、応募者の第二次提案書の提案内容について、「募集要項」及び「要求水準書」に示す要件に対して違反がないか確認する。要件の1つでも違反している場合は失格とする。

また、第一次提案書の提案内容と整合するものであるかどうかを確認し、提案を評価する上で重大な不整合があると認められた場合は失格とする。

3) 事業者ヒアリング

本市は、第二次提案基礎審査を通過した応募者について、提案内容についてのヒアリングを実施する。

ヒアリングは応募者ごとに行い、時間は1応募者につき1時間程度（応募者によるプレゼンテーション40分、質疑回答20分）を想定している。ヒアリングの開催時刻、プレゼンテーションの方法、条件等ヒアリングの開催要領の詳細については、別途、応募者に通知する。

4) 総合審査

第二次提案基礎審査を通過した応募者に対して、優先交渉権者を決定するための総合審査を行う。総合審査は、提出された第二次提案書の提案内容について、後記の「総合審査基準」に基づき、専門委員会において客観的かつ透明性のある審査を行う。専門委員会は、最も優れていると認められる優秀提案、次点の提案を選定し、その他の応募者グループの提案の審査結果とともに市長に報告する。市長は、専門委員会の審査結果の報告を受けて、優秀提案の応募者を優先交渉権者として、次点の提案の応募者を次点交渉権者として決定する。

5) 総合審査基準

(1) 第二次提案審査の価格以外の審査項目及び配点

第二次提案審査の価格以外の審査項目及び配点については、表 - 3 に示すとおりとする。

表 - 3 第二次提案審査の価格以外の審査項目及び配点

第二次提案審査項目			配点	
項目 A	項目 B	項目 C		
1 清掃工場 の設計・ 建設	・建設工事に関する事項	・安全確保に関する提案内容	30 点	240 点
		・環境保全，建設公害対策に関する提案内容		
		・工程計画に関する提案内容		
		・工法等の技術提案に関する提案内容		
		・施工品質の確保に関する提案内容		
	・清掃工場の施設全体に 関する事項	・地場産材料の使用に関する提案内容	80 点	
		・処理システムに関する提案内容		
		・配置計画，動線計画に関する提案内容		
		・安全管理に関する提案内容		
		・地震対策に関する提案内容		
		・塩害対策に関する提案内容		
	・建築の機能及び性能等 に関する事項	・見学者対応諸室・説明用調度品に関する提案内容	60 点	
		・災害廃棄物に関する提案内容		
		・室内環境対策に関する提案内容		
		・構造，防水に関する提案内容		
	・プラントの機能及び性 能等に関する事項	・外構計画に関する提案内容	70 点	
・周辺環境保全に関する提案内				
・機器の余裕（ごみ処理施設の安定稼動）に 関する提案内容				
・二次災害防止対策に関する提案内容				
・自動制御に関する提案内容				
2 清掃工場 の運営・ 維持管理 計画	・一般廃棄物等受入れ業 務に関する事項	・スラグ等生成物の資源化に関する提案内容	30 点	
		・余熱利用に関する提案内容		
	・運転管理業務に関する 事項	・廃棄物の確認に関する提案内容	50 点	
		・処理不適物の取扱に関する提案内容		
		・運転計画に関する提案内容		
		・管理運営体制に関する提案内容		
		・備品，什器，物品，用役の管理に関する提案内容		
	・保守管理業務に関する 事項	・搬入廃棄物等の性状分析に関する提案内容	25 点	
		・緊急時の対応に関する提案内容		
		・プラントに係る日常点検，定期点検に 関する提案内容		
	・建築本体，建築電気設備，建築機械設備に 係る日常点検，定期点検に関する提案内容			

第二次提案審査項目			配点	
項目 A	項目 B	項目 C		
	・情報管理業務に関する事項	・情報管理方法に関する提案内容 ・報告に関する提案内容	20 点	
	・環境管理業務に関する事項	・公害防止基準を厳守すべき方策に関する提案内容 ・測定，試験頻度に関する提案内容	40 点	
	・修繕更新業務に関する事項	・プラントに係る補修計画に関する提案内容 ・建築本体，建築電気設備，建築機械設備に係る補修計画に関する提案内容	20 点	
	・余熱利用業務に関する事項	・施設内への安定供給に関する提案内容 ・施設外への効率的な供給に関する提案内容 ・熱利用効率に関する提案内容	35 点	
	・スラグ等の有効利用業務に関する事項	・生成物の資源化ルートに関する提案内容 ・スラグの引取り量，価格に関する提案内容 ・スラグの成分分析に関する提案内容 ・スラグ化率に関する提案内容 ・報告に関する提案内容	60 点	
	・その他関連業務に関する事項	・見学者対応に関する提案内容 ・警備に関する提案内容 ・場内清掃に関する提案内容	20 点	
清掃工場に係る評価点計 (P)			540 点	
3 水泳場の設計・建設	・建設工事に関する事項	・安全確保に関する提案内容 ・環境保全，建設公害対策に関する提案内容	20 点	200 点
		・工程計画に関する提案内容 ・工法等の技術提案に関する提案内容 ・施工品質の確保に関する提案内容 ・地場産材料の使用に関する提案内容		
		・水泳場の施設全体に関する事項		
・建築の機能及び性能等に関する事項		・水泳場の配置計画に関する提案内容 ・敷地レベルの動線計画に関する提案内容 ・外観デザイン，景観への配慮に関する提案内容 ・緑化の推進に関する提案		165 点
		・構造計画に関する提案内容 ・建築本体に係る技術的提案内容		
	・ゾーニング計画，平面計画，断面計画，仕上げ計画に関する提案内容			
	・メインプールゾーン及びサブプールゾーンの計画に関する提案内容			
	・レジャープールゾーン，トレーニングゾーンの計画に関する提案内容			
	・プール共通ゾーン，大会運営ゾーン，管理ゾーン，共用ゾーン，外部施設の計画に関する提案内容			
	・建築機械設備，建築電気設備の計画に関する提案内容			
	・備品等の計画に関する提案内容			
4 水泳場の	・運営に関する事項	・利用者の受付業務に関する提案内容	115 点	160 点
		・安全監視業務に関する提案内容		

第二次提案審査項目			配点	
項目 A	項目 B	項目 C		
運営・維持管理計画		・環境管理業務に関する提案内容	45 点	
		・大会の開催支援業務に関する提案内容		
		・提案プログラム提供業務に関する提案内容		
		・飲食、物販店舗の運営業務に関する提案内容		
		・駐車場運営業務、その他運営業務に関する提案内容		
	・維持管理に関する事項	・建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務及び備品等保守管理業務に関する提案内容		
		・清掃業務、植栽維持管理、警備業務に関する提案内容		
・修繕更新業務に関する提案内容				
水泳場に係る評価点計 (P)			360 点	
5 事業計画	・応募者の構成と役割分担に関する提案内容	20 点	100 点	
	・事業実施の確実性の確保に関する提案内容	30 点		
	・ S P C の経営方針、経営内容に関する提案内容	20 点		
	・事業継続の危機管理に関する提案内容	20 点		
	・本市との協調、連携に関する提案内容	10 点		
事業計画に係る評価点計 (P)			100 点	
合 計 (P)			1000 点	

(2) 価格以外の審査項目の評価点の考え方

各応募者の第二次提案書について専門委員会において、各審査項目について、提案内容の適切性、有効性、具体性、独自性等の視点から、表 - 4 に示す「評価点の付与の考え方」に基づいて点数を付す。

表 - 4 評価点の付与の考え方

	判断基準	評価点の算出方法
A	当該評価項目において特に秀でて優れている。	配点 × 100%
B	当該評価項目において秀でて優れている。	配点 × 75%
C	当該評価項目において優れている。	配点 × 50%
D	当該評価項目にわずかに優れている点を認める。	配点 × 25%
E	当該評価項目において要求水準を満たしているものの、特に優れている点が認められない。	配点 × 0%

(3) 価格の評価点の考え方

価格の評価は、提案書に記載された現在価値換算後の提案価格で行うものとし、以下の算式により算出する。評価点は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを求める。

$$\text{価格の評価点 } Q_i = \text{配点 } 500 \text{ 点} \times (C_{\min} / C_i) \times (P_{\max} / \text{配点 } 1000 \text{ 点})$$

Q_i : 応募者 i の価格の評価点

C_{\min} : 全応募者の現在価値化後の提案金額のうち最も低い金額

C_i : 応募者 i の現在価値化後の提案金額

P_{\max} : 全応募者の価格以外の評価点のうち最大の評価点

(4) 評価の方法

評価は、価格以外の評価点 (P) と価格の評価点 (Q) の合計により得られる総合評価値 (R) の比較によるものとし、最も総合評価値の高い提案を優秀提案として選定する。また、次に総合評価値の高いものを次点の提案として選定する。